

第六十一回 参議院 法務委員会 會議録 第四号

昭和四十四年四月一日(火曜日)
午前十四時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小平 芳平君
理事 後藤 義隆君
亀田 得治君
山田 徹一君

委員

井野 碩哉君
上田 稔君
久次米健太郎君
近藤英一郎君
堀本 宜実君
占部 秀男君
山高しげり君

國務大臣

法務大臣

西郷吉之助君

政府委員

法務政務次官 小澤 太郎君
法務大臣官房長 辻 辰三郎君
法務省矯正局長 勝尾 鏡三君
法務省保護局長 鹽野 宜慶君

事務局側

最高裁判所長官代理人 寺田 治郎君
最高裁判所事務 総局総務局長 二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し御質疑のある方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 それでは、せんだつての質疑の中で若干尽くしておらぬ点につきましてお聞きします。

最初に、この書癭と頸肩腕症候群、この二つがいま問題になります。この違いですね、これをひとつどう見ているのか、その原因、症状、治療法ですね、この三つに分けて見解を承りたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 前会の委員会で、亀田委員からいまして話の書癭と頸肩腕症候群との違いについてお話がございました。その際、私まあ常識的には承知いたしておりますけれども、かような公の席で申し上げますのはもう少し勉強いたしましてというふうに申し上げます。た次第でございます。そういう点から申し上げますと、本日は、相当医学的と申しますか、専門的に申し上げなければならぬ筋合いになるわけでございますが、まあだいが勉強いたしましたけれども、まあしろうとでございまして、結局は表現はしろうとでございまして、書癭といいますが、私どもの見えておりますところは、書癭といいますが、結局腕から手のほうにかけて痛みがあり、そしてまたけいれんをする。で、これは多分に神経的な原因になつておる。まあ職業的な神経病というようにも言われておるようでございますが、精神的な、あるいは神経的な素因というものがかなり大きな原因をなして、いわ

ば事務をとるについての不安と申しますか、圧迫感あるいは責任感というふうなものが入りまじりまして、そういうところから、特に場合によりまして、普通通に字を書く場合にはそういう症候が起らないのに、職務上字を書くというふうな場合に特にけいれんがしたりするという例もあるようでありまして、そういう点で、相当精神的と申しますか、神経的なところに原因があるというふうに言われておるようでございます。

ておるわけでございます。

一方頸肩腕症候群のほうでございますが、これは症候群というふうな表現からいいますと、これは特定の病氣というのとは違って、これは必ずしも医学的に十分には解明されていない。むしろそういう一つの症候群というふうな感じの病体でございます。いろいろな医者にいっても見解も違ふようなところもあるようでございます。しかしまあ、大体いたしましては、肩から腕のほうにかけまして、さらには頸部のほうにかけまして痛みがあり、また麻痺と申しますか、しびれと申しますか、そういうような症状を呈するというふうなことでございまして、まあ書癭のほうはごく俗に申しますとけいれんというふうな表現がとられておりますが、頸肩腕症候群のほうは俗に言いますとしびれというふうな表現がとられておるようでございます。まあそういうふうな多少症状が違ふようでございます。で、医学的には、頸肩腕症候群の主病体は頸部の変形性脊髄症、これに髄膜の肥厚癒着などの変化が寄与しているというふうなことを言われておるようでございますが、要するにこれも腕から手のほうにかけましてのけいれん痛みなりしびれなりという症状のようでございます。このほうは原因はいろいろあるようでございます。その頸椎の異状によるというふうな場合もあるようでございますし、また精神的な要素が入つてきておる場合もあるというふうな言われ

ただ、両者の治療法でございますが、これはそれぞれ、いま申し上げましたように、原因が必ずしも一つではございませんので、その原因、原因によりまして多少ずつ治療法が違ふようでございます。書癭の場合には何よりもそういう神経的なあるいは精神的な要素が主でございますので、まず休ませて緊張を解くということが非常に重要な治療法でございますし、さらには精神科の専門医による精神的な療法というふうなこともきわめて有力な治療法というふうなこともございます。そのほか、たとえば精神安定剤というふうなものを使用するというふうなことも用いられておるようでございます。ただそのほかにもう少し具体的な療法でございますが、もう少し具体的な治療法としては、場合にによりましてマッサージとかあるいは超短波なり赤外線というふうなものを使いまして、それによつてこの肉体的な条件をいろいろ緩和していくということが、ひいては精神的、神経的なほうにも影響を及ぼして、そしてその病気の治療に役立つというふうな面もあるようでございます。一方頸肩腕症候群のほうでございますが、先ほども申し上げましたように、たとえば頸椎の異状によるような場合には、牽引療法というふうな方法もとられるようでございますが、しびれを除くというふうな対症的な療法としては、先ほどの書癭と同じように、マッサージとか、あるいは筋肉の弛緩剤、あるいは精神安定剤、その他温熱療法、あるいは超短波療法というふうなものを用いる場合もある。まあ一般的にいく大まかに申し上げますと、大体かような治療法がそれぞれについてとられるというふうな承知いたしておる次第でございます。

○亀田得治君 この書癭のほうは、まあ御説明が

あつたように、神経的な素因というものが相当重要な要素で、したがってこの頸肩腕症候群の場合と違つた取り扱いをしなきゃならぬというふうにお答えになつてゐるわけですが、私はまあそのとおりなんだと思ひます。そこで、したがって、どちらに認定をするのかということが非常に重要になつてくるわけですね。それでお尋ねしたいんですが、どれかに認定されれば、治療の段階においては適宜その人に適した方法として各種の手段を用いていいのかわるか、そういう点ですね。というのは、治療費の補償という問題に結びつくわけですから、書症と認定され、あるいは頸肩腕症候群と認定されたのに、ほかのほうの治療法をこの人としては併用したほうがいいというふうに思われるような場合にはそういうふうによつていいのかわるか、その場合にちゃんとその医療の補償等はされるのかわるか、その点どうです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま亀田委員からお話のございました点がきかれて重要なポイントであろうと存じます。先般のお尋ねの御趣旨も、実はそこに起因しておつたものというものが、次第でございまして。先ほど申し上げましたように、典型的な書症と典型的な頸肩腕症候群というものを比較いたしますと、確かに別個の病態でございまして。しかしながら、要するにこれは、先般亀田委員御自身のお話にございましたように、たとえ胃が悪いのと頭が痛いというふうな、そういう関係ではちろんないわけでございます。要するに、腕から手のほうにかけてまゐる痛み、しびれ、あるいは痺痺、けいれん、こういう一つの常識的にはきかれて似たものを持つわけでございます。一応病態として認定いたします場合には、これは書症なら書症というふうに認定いたしまして、それが、必ずしも典型的な書症だけではないに、そこにいろいろな病態がまじつておるといふことは当然あり得るわけでございます。そういう場合には、御本人に最も適した治療方法をとるといふことは、これは医者としても当然やるべきことではございまいし、また、私どもが、特定のほうの特定の部分、そういう腕なり手の部分について公務災害を認定いたしました限りは、これは御本人に不利にならないように十分配慮していくという方針で従来もやつてまいつておりますし、今後ともそういうふうな線でやらなければならぬと、さように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 その点ひとつ、従来もそういうふうによつてゐるといふお答えですが、今後ともやはりそういう立場でひとつ扱つていつてほしいと思います。

それから、最高裁では、いままで書症の認定はあるが、頸肩腕症候群の認定ですね、これはなかったやうですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 頸肩腕症候群として公務災害と認定した事例はございせん。

○亀田得治君 常識的に考えると、書症の場合には重い、平たく言うと、頸肩腕症候群の場合には、これは質が違ふから軽いという言い方は多少語弊がありますが、まあしかし、常識的に見れば、多少症状が軽いのかもしれせん。したがつて、最高裁としては、どうもその認定についてきびし過ぎるんじゃないかという感じがするわけですね。だから、相当重いものでないとなかなか認めない、それからはずれると。しかし、職務上そういう状態になつておるといふことが推定されておるのに、なかなかそれを認めようとしな。ほかの何か原因かもしれないといったようなことを考え過ぎる。ちやうど民事の損害賠償請求を受けたような感じで、裁判官が裁判をされる。その辺が少し——私は、病態ですから、本来病態であれば、これはどなたがなしておつたかといういふんです、最高裁でなくともだれたつて。そういう考え方はすね。保険制度なり、社会保障制度なんかも、そういうことなんです。ともかく速記なり、そういう仕事に関連してあるということが大体推定されれば、それを認められれば、それを認めて、早く治療していいことと、こういう

態度で私はいいと思うんですけれどもね。そういう点はどうもきびし過ぎるやうに思ひますが、どうでしようか。たとえば、ほかの人事院、あるいは地方公務員の場合、あるいはまた民間の関係で労働基準監督署などがタッチする場合に、そういうところではやはり頸肩腕症候群というふうな認定をしてゐる事例もあるわけですね。最高裁だけがそれをしないというのは、どうもそれに該当するものがないと言つてしまえばそれっきりかしらぬが、やはり私は、認定、見方が少しきびしいのじゃないかと、一般に比べて思ひますが、どうでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まあ病気のことでございまして、これは何と云つても病気をまずなすといふことが大事であるといふことは、これはもう異論のないことではございまして、先般来からも御説明申し上げましたやうに、速記官等につきましては、定期検診のほかに、特別の健康診断というやうなものを行ないまして、早期に病気を発見するやうにいたしてありますし、また、病人につきましては、それ相当の休養も与え、また共済組合等で治療についても十分な配慮をいたしておるといふことは、御承知のとおりでございまして。で、これは従来ともいたしてまいつておりますが、今後ともさらに一そう職員の健康管理については配慮してまいらなければならぬと、かように考えておるわけではございまして。ただ問題は、公務災害として認定するかどうかというところになるかと思ひます。実は私もきわめて常識的に、手なり腕なりの病気で重いのが書症で、それよりやや軽いのが頸肩腕症候群というところかというふうにも前に考へておつたこともあるわけでございますが、これはいろいろまあ研究と申しますか、勉強してまいりますと、必ずしもそういう、何と申しますか、量的な差、程度の差というところではなくつて——そういう面もないでもないやうでございまして、若干質的な違いがあるといふやうなことでございまして。で、先般ど申しましたやうに、書症は、これはかなり、い

わゆる職業的神経症といわれておりますやうに、そういういろいろなものを書くといふ職業に非常に結びついた病態のやうでございまして、それに對しまして頸肩腕症候群は、現在の医学の研究の程度では必ずしもそのもととられておらない。まあ、具体的に詳細には存じませんが、場合によりまして、たとえば主婦のやうな者がこういう病態になる場合もあるやうでございまして。これは職業なりあるいは字を書くといふことは直接結びつかない原因に発生してゐるやうでございまして、そういう例もないではないといふやうなことでございまして。で、そういうことが、先般来も亀田委員からときどき御指摘のございました、人事院規則で書症のほうはそれ自身が職業病として掲げられており、頸肩腕症候群のほうはそれ自身としては職業病として掲げられてはおりないで、さらにそこに職業との間の相当因果関係というものを必要とする。そういうものがあつて初めて職業病と認定するといふ現行法制になつております。その区別であるやうでございまして。まあ、そういうことでございまして関係から、従来裁判所で、書症についてはかなり公務災害に認定してありますのに對しまして、頸肩腕症候群につきましては、先ほど申し上げましたやうに、職業病と認定した事例がないといふことになつておるわけではございまして。

そこで、人事院のお話にございましたので、時間を取つて恐縮でございますが、ちよつとその点について説明させていただきますと思ひつてございまして、人事院で頸肩腕症候群について公務災害に認定した事例があるやうでございまして。これはいづれもいわゆるパンチャーの事例のやうでございまして。パンチャーは、御承知のとおり、これはいわばそのキヤをたたくといふことが徹頭徹尾職業でございまして。つまり、いわば四六時中とお申しますか、執務時間中ずっといわばたたき続けられておるわけでございます。そういういたしまして、かりに一日五時間なり五時間やるとしますれば、一週で二十数時間になりますか、その時間もつばら

キーをたたくということがその仕事になるわけでございます。それに対して、いま問題になっております裁判所の速記官の場合には、これは御承知のとおり、速記官がいわゆる速タイプを操作しますのは一週間大体三時間前後——二時間ないし三時間、こういうふうなきめられておりますし、また実際にそうなるわけでもございません。したがって、それ以外の時間はもっぱらその反訳をしておるわけでございます。反訳というのは、これは普通に字を書くわけでございますから、書記官とか事務官の職務内容と少しも変わらないわけでございます。また、そのパンチャーの場合のキーのスピードなり、それからその重さといふものは、そういうものと、速タイプの場合のスピードなり重さといふもの、かなり差があるわけでございます。そういう点で、人事院がパンチャーについて御認定になりましたことが、直ちに速記官に適用されるというわけにまいらないように思ふわけでございます。しかしながら、同時にまた一面から申しますと、速記官について、先般来いろいろ御指摘のありましたような病人が——公務災害かどうかはともかくといたしまして、ともかく病人が出ておる。そして一方手書きの速記者のほうに必ずしもそういう病人がないとはいはしますれば、あるいは速タイプの構造その他に問題があるということも考えられないわけではないわけでございます。そういう点で、どこに原因があるのか。これがパンチャーでございますと、かタイピストのように、いわばもっぱらそのキーをたたくということをする場合、合には、そこに原因があると考えるのが当然でございます。いましやうが、速記官のように、速タイプを操作する時間は一週の中のをきわめて限られた時間であり、その以外の時間はもっぱら書記官や事務官と同じように文字を書くという職業であるといはしました場合に、しかも速記官のみそういう病気が多発するということにつきましては、あるいは速タイプの構造に問題があるのかもしれないし、あるいは、これまた先般来問題になっていま

は自分がきよりは全部やる、こういうことを申す速記官もあるわけでございます。その辺はできるだけ速記官の諸君の意見を取り入れながら訴訟の進行をはかっているつもりでございます。お話を申し上げておるわけでございますが、まあ何と申しましても、裁判の実際の場におきまして、やはりいろいろな関係で速記の交代ができずに進める場合がないでもないようでございます。また同時にスピードの点も、私自身が非常に早口人間でございますが、速記のついております場合には極力速度を落とさずしてしゃべっておるつもりでございますけれども、これは証人によりましてはそうでない者もおりまして、この辺も裁判長が適宜、きようは速記をやるからスピードはゆつくりといふことを注意するのとはしないのだいぶ違うわけでございます。そういう点のこまかい配慮をやはり裁判官がいたしますことが、職員の健康管理についてもきわめて重要な関係を持つといふことで、これは常々連絡はいたしておりますが、まだ必ずしも満足すべき状態にはあるいはいつていない面もあるのではないかと、いふに考えられまして、今後とも十分配慮してまいりたいと思つておるわけでございます。

す一回の職務時間と申しますか、速記時間と申しますか、そういう継続性に問題があるということも考えられるわけでございますし、そういう点にわたりまして、私もとしまして、いわば今後の速記制度の基本にも触れる大きな問題でございますので、健康管理の問題を含めまして、根本的に検討いたしておりますし、また病気につきましては労災病院等で精密な検査をしていただいております。その状況でございますし、そういうところからすみやかに結論を得て、健康管理を含めまして全般にわたり対処してまいりたいと、かように考えておるような状況でございます。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) おそらくいま亀田委員の御指摘になりました点がこの問題

○亀田得治君 裁判所関係のタイピストについても、そういう認定なり、頸肩腕症候群の認定が出ていないですね、そうでしょう。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) してございませぬが、ただタイピストのほうは、そう多い数ではないように承知いたしております。

○亀田得治君 それから、いまお話の中で立ち会ひの時間ですね、この継続、長さですね、これがやはり非常に問題があるうと思ふんです。国会の場合ですと、こう複数でやっておりますね、それだけでも非常に気が楽なわけですよ。しかも十分で交代しているわけですよ。しかし、裁判所で、私たちがたまたま法廷にも行くんですが、長いですね、なかなか早口でしゃべる弁護士もおるし、あれずいぶん気を使ふと思ふんです。あれを長時間やられたら、そうしてまた聞き漏らしたりしたら、あとまた非常に証言の中心については問題起きますからね、ずいぶんこれは精神を集中してゐると思ふんです。だから、人間のそういう精神の集中の持続時間というものを考えますと、少なくともいまのあいいう一連続時間というものは非常に酷だと思ふんです。現実にはどの程度になつてゐるんですか、平均して。統計なり調査したものはあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) おそらくいま亀田委員の御指摘になりました点がこの問題

についでの一つのキーポイントであるうと私も考えておるわけでございます。で、私もとしましては、国会でいまおやりになつておりますように、十分交代というところまではなかなか、遠い将来はともかくとしまして、むずかしいと思ひますけれども、少なくとも三十分ぐらいで交代するといふことが好ましいのではないかと、これは、国会の場合は手書きの速記でございますし、裁判所の場合は速タイプでございますし、手の動かし方を見ても、やうな印象も受けるわけでございます。そういう点で、三十分程度ならばさほど苦勞は少ないんじゃないか、こういうことで、従来からできれば三十分程度にというふうな話してはいるわけでございます。私自身も、大阪の裁判所におりましたときに、もっぱら速記官に立ち会つても、三十分程度にやっておたわけでございますが、その際にも、なるべく証人尋問の直前に法廷に入つてもらひ、そうしてできれば一人の証人で交代する。それから、非常にそれが長い場合には、主尋問と反対尋問で交代するといふふうにして、まあ三十分を一つのめどとして運用したつもりでございます。ただ、これはまた速記官の諸君の意見をいろいろ聞いてみますと、やはり速記をするためには、ことに国会の場合も同様かと存じますが、特に裁判所の場合は、ある程度事件を知つていないと非常にやりにくいようでございます。固有の語句が非常にたくさん出てまいりますので、固有の語句についてあらかじめ勉強しておいたほうが非常に能率があがる。そうしますと、固有の語句を勉強した速記官がついてある程度までやつてしまつたほうが全体として能率的だといふことを、速記官もあるわけでございます。御本人自身は別に一時間半なり二時間なり継続してやつてもさほど苦痛に感じない例が多いようでございます。それはいろいろであるかと思ひますから、状況によつて違ひますけれども、こちらから三十分で交代にしてはどうかというふうに申しまして、いやせつぱく勉強した事件だから、この事件

は自分できよりは全部やる、こういうことを申す速記官もあるわけでございます。その辺はできるだけ速記官の諸君の意見を取り入れながら訴訟の進行をはかっているつもりでございます。お話を申し上げておるわけでございますが、まあ何と申しましても、裁判の実際の場におきまして、やはりいろいろな関係で速記の交代ができずに進める場合がないでもないようでございます。また同時にスピードの点も、私自身が非常に早口人間でございますが、速記のついております場合には極力速度を落とさずしてしゃべっておるつもりでございますけれども、これは証人によりましてはそうでない者もおりまして、この辺も裁判長が適宜、きようは速記をやるからスピードはゆつくりといふことを注意するのとはしないのだいぶ違うわけでございます。そういう点のこまかい配慮をやはり裁判官がいたしますことが、職員の健康管理についてもきわめて重要な関係を持つといふことで、これは常々連絡はいたしておりますが、まだ必ずしも満足すべき状態にはあるいはいつていない面もあるのではないかと、いふに考えられまして、今後とも十分配慮してまいりたいと思つておるわけでございます。

それから、その点についての統計でございますが、これは一週間どのくらいという点については大体の統計がございまして、これはまあ、裁判所なりそれから時期によつても違ひますが、大体二時間半から三時間以内というのが実情でございます。しかし、一回の継続時間という点については、あるいは書記官研修所等で資料があるかもしれませんが、ちよつといふ私手持ちはいたしてありません。これはかなり長い場合もあるうと思ひます。しかし、同時に、相当注意をして短く区切つてやらせている例もございまして、絶対的な統計はいまちよつと持つていないような状況でございます。

○亀田得治君 そういう点は、個人差というのは相当私はやはりあると思ふのです、性格なども

ね。だから、一律に全部処理してしまうのがかえって合理的でない場合もあるかもしれぬ。だから、個人差があるならあるなりに、その人に応じた作業の仕方というものがきまつてこなければいかぬわけですね、ほんとうの健康管理をしていこうと思つたら、それが狂つていって、ついには長い間に無理がかかる、病気になる、こういうことだと思ひます。平均以上に長いほうがかえって自分はいんだと、回数よけいやるよりも、そういう性格の人はきちんとそれに合っているわけですから、それでいいかもしれぬ。そうでない人にとつちや、これは毎日が非常な無理の積み重ねということになるわけですね。だから、その辺の科学的な、しかも個人個人についての具体的なやり検討ですね、こういうものはやはり確立しなきゃいかぬと思うんですね。めんどくさいことのようにだが、やはりそういう基礎的な研究というものをやっておけば、新しく速記官を採用した場合に、どういふふうにして調べるかが、やはりなかなか問題があると思うのです。調べ方自身をやはり確立して、そうしてこの人にはこのタイプでやつていってもらうというふうな、ほんとうの意味で一人一人に即した科学的な扱いができると思ひますね。そこまで私は研究すべきだと思ひますよ。あまりそういうかまえておらぬのじやないですか。大抵裁判所に、あるいは裁判官にしかるべくまかしておくといいふうなことじやないですか。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） いまのお話の御趣旨は、私も全く同感に存するわけでございます。そして、できる限りそういう趣旨で従来もやつてまいつておるつもりでございます。速記官の本人の個人差、さらにはその日のコンディションということもござります。それからまた事件の性格ということもござりますので、そういう面を総合して、これは裁判長が十分配慮して、その速記の使用法というものを取り組むというところを、いろいろな機会に、指導と申しますか、お伝えしておるわけでございますし、多くの

ところでそういうふうに行なわれておると信ずるわけでございますが、ただ一つには、その点は、結局科学的に本人がどういふ健康にあるかということや時々刻々把握しますというところはなかなかむづかしい関係で、どうしてもやはり御本人の申し出を中心にする。そうなりますと、やはり職員のことです。つまり無理をして、だいいじょうぶですという場合も出てくるので、その点は十分配慮しなければならぬと考えております。それと同時に、また一方裁判長は、これは亀田委員つとに御承知のとおり、何と申ししても、法廷全体の進行と申しますか、証人の尋問あるいは証人から心証を取るといふ、そういう実体的な面にどうしても主たる力が入りますために、そういう職員健康管理の面がそれに比しますと二次的になりがちなものではないかと、そういう点は十分注意しなければならぬというふうないろいろ申し合わせはしておりますが、不十分な点もあるいはあろうかと思ひつてあります。

それから、さらに進んでもう少し根本的な研究という点では、先ほど来申し上げました、現在書記官研修所に速記専門の部がございまして、そこで養成をいたしているわけでございまして、そこにおきましていろいろできる限りの科学的な調査をしてもらうようにしたいと、かように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 この前もちよつとお聞きしたのですが、昭和三十六年に最高裁が労働科学研究所に依頼をして、そして速記官の問題について調査をされた、何かそういうものはないようなこともその後総務局長から聞いたのですが、これは私のところのその抜粋のようなものがあるのですが、それはないのですか。これは拝見しますと、なかなかこういういろいろの問題点についてずいぶん詳しい検討をやっているのだなというふうなことを感ぜられるわけですが、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） 先般亀田委員からお話のございましたのは、フリッカーテ

ストというものであったと存じますが、それにつきましては、私のほうとしても、また人事局のほうとしても、最高裁判所としてそのフリッカーテストをやったことではないと、いまのところその資料は見当たらないわけでございます。これは、お話をとおき、疲労度の検査でございます。疲労度の検査としてはいろいろなことをやっております。でございますが、そのフリッカーテストをやったことではないというふうな資料の上でなっているわけでありまして、ただ、亀田委員のお話もございまして、その後いろいろいたしておりますが、最高裁でなく、何か一部の速記官についてフリッカー検査をやつた例があるというところも聞いておりますので、もし亀田委員がその資料をお持ちでございましたら、何と申しますか、標目的なものでもお見せいただけますれば、さらにそれをもとにして調査いたしますれば、最高裁として統一した検査としてそういうことをやつた事例はございませうけれども、あるいは一部の速記官についてそういうことをやつた例もあるかもしれませんので、その点は、さらに時間をかしていただいて、十分詳細に調査をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○亀田得治君 これは、検査を受けた対象が、速記官五名について三月六日から四月二十八日まで三十五日間ですか、ずっと継続的にフリッカー検査をやつた、そして労働科学研究所が最高裁の委託を受けてやつた、こういうふうな聞いておるのですがね。で、これによりまして、なかなかいろいろの問題点が指摘されておまして、こういうことが昭和三十六年にすでにやられておるのであれば、もつと速記官についての考え方なり扱い方というものがきちんとしていいのじやないかというふうなことは思つておるわけですね。あとでちよつと見てもらいますかね。これに限らず、何かそういう一連のことをやつておるのであれば、これは委員会外でいいですが、ひとつ教えてほしいと、こういうふうに思ひつておるわけですね。これは要望しておきます。

それから次は、これは以前にもだいた申し上げたことがあるのですが、やはり最高裁のこの公務災害の認定がどうもほかのほうに比べておそい。ほかはたいいてい一年以内ぐらには結論を出しているようですが、どうも最高裁の場合は受け付けてからでも相当かかるが、受け付けてから、現場の各庁で診断をしたらいろいろして意見をつけて上へいくわけですね。本人にとっては最初の発病のときからこれは計算するわけだ。現場の職場において自分のからだがいかに悪いと、そのときに診断書を取つてその所長等に訴えるわけですね。それから比べるものとすると昭和三十六年からのやつがあまりですね。これじゃちよつとあまりにも長過ぎる。それはもつと早くとか結論を出してやるということじゃないと納得いかぬと思うのです。どういふことなんでしょうか。なかなか複雑な要素もあるようだけれども、複雑なら複雑で、やはり人手をたくさん集めるのにかけて行なうとか何とかしませんが、これはあまり相手にせぬようになると思うのだ、今度は、どうも最高へ出してもいつまでもほつておかれてしょうがないから、それじゃますます状態が悪くなるのだね。まあ認定される場合もあるでしょうし、されぬ場合もあるでしょう。いずれにしても、やはり早くこの結論を出してやるということが私は必要だと思ひます。この点、何か思い切つた措置をして、いまだまつているものを全部早急にひとつ片づけてしまふということではできないのですかね、どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） これは裁判と同様、適正迅速ということであらうと思ひます。できる限り早くやらなければならぬことですが、また同時に、その結論が適正でなければならぬということも、人権に非常に関係する問題でございまして、そういう意味で、どうしても当局としてある程度慎重になるという面が出てまい

るのであらうと思います。現在、先般も申し上げましたとおり、三十九年以来約二百件くらいの申し立てがございまして、未済になつておりますのが二十数件ということで、大体九割ぐらいのものは処理されておりますし、その大部分のものはかなり短い期間で処理されておるわけでございまして。ただ、たまたま、いま亀田委員から御指摘のございまして東京地方裁判所の速記官から出ました申し立てが、ある年度に集中して多数出まして、しかもそれがかなり同様な症状と申しまするか、要するに、先般と来問題になつておりますやうな関係の病気でございまして、これにつきましの病気の把握、さらには因果関係の認定というところに非常に慎重を期しておることが、ある程度の期間を要しておる結果になつておるわけでございまして。しかしながら、これまた先般も申し上げましたように、最近二、三人ばかり公務災害の認定をいたしたわけでございまして、これはおそらくもう少し早い時期にやつておれば公務災害といふことまでいかずに、あるいは結論が出てしまつたかもしれないわけでございまして、その後、労災病院その他で相当慎重な検査をいたしまして、いろいろ詳細な診断の結果を集めて、その資料に基づいて公務災害というふうな認定になつたわけでございまして、そういう意味ではいまはかかれましたけれども、認定されれば、これはある程度さかのぼるわけでございまして、そういう意味では御本人には不利をそれほど与えずに済んだわけで、この点は何と申しまして、単に早くというわけにもまいりません。むしろ亀田委員の御趣旨もそういうことではなからうと思ひますが、今後とも十分適正かつ迅速にやつてまいりたい、かように考えるわけでございまして。

か、書面に認定されたことは、これは私も承わつておりますが、それが早かつたら認定されなかつたかもしれないというような意味のことをいとおつしやつておるわけだけれども、それはちよつとおかしいと思ひます。それはともかくも、もっと早くやつてもらわなければいかぬですよ。いろいろ医者に頼まなければならぬといふことになれば、それは一時的に頼むのも、だんだん頼んで仕事をしてもらつて、そうしてだんだんお礼を出すのも一時に出すのもこれは一緒ですから、国としては、それはやはり少しこれを何とかともかく一ぺん一掃してください。何もなくなつたといふふうな一度ならなければいかぬですよ。裁判所がそういうことになつたら、廃止運動など起きて困るかもしれないけれども、これは病気でですから、そんなものはなくなつたほうがいいですよ。これはお願いしておきます。

それから認定されなかつたものがありますね。却下されるというものが、そういうものについては、この理由というものがちゃんと本人に説明されておるのでしょうか。これは認定されなかつたら、審査請求ができるわけですね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはそれぞれの所属長を通じて御本人に説明いたしておるはずでございまして。

○亀田得治君 それはやはり文書か何かでされるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 現在やつておりますのは口頭でやつておるようでございまして。

○亀田得治君 それは文書できちんと説明する必要があるのじゃないですか。ほんとうの公務災害であるといふことなら、当然その認定を受ける権利があるわけですから、一方から見たら権利行為なんです。それが認められぬといふことなんです。からね。文書でやつてもらわぬで、口頭で言うたらあとから変わるおそれもあるし、聞き違い、言い間違ひといふこともあるし、あと審査に持つていく場合にやはり困るわけですよ、御本人が。だ

から、それは裁判所のことで、決してそんなあいまいにするために口頭でやつておるわけはないでしょうが、それはやはり文書できちんと出すように今後でできますか。申請はちゃんと文書で来ておるのですから。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはいま亀田委員からお話のございましたとおり、決してあいまいにするという趣旨で口頭でいたしておるわけではございませんので、その理由を明確かつ詳細に伝えるといふことは当然のことであると思ひます。それにつきまして、文書でするかどうかという点につきましては、私、直接の担当でございせんので、そういう亀田委員の御趣旨を十分所管の局長のほうに申し伝えたいと思ひます。

○亀田得治君 それからもう一つは、審査の場合のことなんです。これは前に一度もつと改革したかどうかというお話を申し上げたことがあるのですが、いまだに改革されておらぬようです。構成がね。五名のうち、裁判所の事務当局の関係の方が三名入つていらつしやるわけですね。これでは結局、事務総長の代行みたいなものなんです。ね、事務総長の下の方が入るわけですから。だからちよつとおかしいと思ひます。やつぱり審査請求といふ以上は、独立の、最初の認定の影響を受けないような形のものに調べてくれる、これじゃないとやっぱ本人は納得しませんね。これは裁判所の名譽のためにむしろ早急に改革されたほうがいいと思ひますが、できませんか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) いまお話をしたのは、いわゆる災害補償審査委員会の構成の問題かと存じますが、その構成が、確かにその中に裁判所の職員が三名入つておることは御指摘のとおりでございまして。ただ、これは現在の法制では最終的な決定権は最高裁判所にあるわけでございまして、それについてのいわば資料提供と申しますか、報告機能的なものでございまして、そういう意味で、従来のいろいろな例から、こういうふうな扱いになつておるわけでございまして。こ

の点につきましては、おそらくこれが、結局、裁判所のことでございまして、ほかのたとえは人事院にやらせるというわけにまいりません関係が、自然こういうことになつておるのであらうと思ひます。同様に、おそらくこの国会でありますとか、人事院でありますとかの職員についても、おのずからそういういろいろなことにならざるを得ない面があるかと思ひます。ただ、具体的な構成につきましては、いま亀田委員からの御指摘もございまして、その点はさらに十分検討することはいたしたいと存じますが、一応そういう法的に申しますれば、裁判所は独立の機関としてかようなことにならざるを得ない、こういうことに考えておるわけでございまして。

○亀田得治君 だからほかの国家機関にやらすといふことは、これは私は問題があるかと思ひます。そうじゃなしに、裁判所独自の判断で民間のしかるべき權威者にゆだねる、こういうことだと、これは最高裁が自分の判断でそういうものをつくるわけですから、決してそんな最高裁の独立性に矛盾するものでは私はないと思ひます。だから研究してほしいと思ひます。いつも問題になる。ことに事務総局の中から三名も入るといふのは、これは連絡とかいろいろな意味で一名だけ入れておくといふことなら、これはまた多少必要もあるかもしれないけれども、五名のうち三名も入れてしまつておる。これじゃあとから入つてきた二名だつてあまり熱意が出ませんわね、何か結論がわかつておるようなもので。これじゃいかぬと思ひます。裁判所であるだけにやはりそういうことはきちつとされたほうが非常にかつこうがいいと思ひます。研究してくれませんか、これは毎回お願いしておることで。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは多少おことは返すようになりますけれども、事務局の職員と申しまして、出ておりますのは大抵民事局とか行政局とか、こういうところのいわゆる裁判官有資格者でございまして、これは御承知のとおり、平素労働法というものを非常に勉強し

てある諸君でございます。それからまた同時に、私も長年、裁判官として生活をしてまいっておりますので、これはある意味では事務総局としては短所になる場合もあると思いますけれども、ほかの各省と違ひまして、事務総長がこう言うからどうだとかいうことは、必ずしもそういうふうにはならない、それぞれ一言を持つた人間がいるわけでございます。ことに労働法を専門に勉強しております行政局の連中になりますと、なかなか、事務総長がそう言つても、労働法ではこうだという一つの見識を持つておられる場合もありまして、外からごらんになりますと、同じ穴のムジナというふうな印象をお受けになる面もそれは十分あると思いますので、そういう意味で、いま御指摘のような点についても十分配慮しなければならぬと思ひますけれども、内実は必ずしもそうではありませんで、それはある意味では最高裁判務総局のウィークポイントかもしれませんけれども、ほかの行政庁のように、大臣の命令一下というふうなことは実はないものであります。ことにこういうふうな委員として選ばれますと、そこにやはり法律家というものの良心というものが出てまいりまして、そう簡単に言いなりになるというものでないということをお含みいただきたいわけでございます。そして、それと同時に、先ほど申し上げましたように、要するに、最終の決定権は最高裁判所自身が持つておられるわけであります。決してこの委員会が最終の決定権を持つておるわけではございませんで、そういう意味での御懸念はある程度なくしていただかなければと思うわけです。しかし、その上でさらにまたいろいろな、この点を研究してみようという御指摘につきましては、これまた所管のほうに十分申し伝えまして、そういう御意見がございましたということをよく伝えることにいたしましたと思ひます。

○龜田得治君 いままで審査請求は何件くらいあったでしょう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点の資料は、私ちよつといま手持ちいたしておりますので、調べますれば、それはわかるかしらぬと思ひます。あるいはまたその機会にお願いしたいと思ひます。

○龜田得治君 それでどうなですか、ほとんど却下しているのと違ひますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 判定の変わった事例は相当にあるようでございますが、その具体的な数字は、何でございしたら、あとでしかるべき時期にお目にかけたいと思ひます。

○龜田得治君 相当ありますか—そういうことなら割合公平にやられておられるのかもしれないが、その資料をください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私自身がいま知つておることとございせんので、確信をもつて申し上げられませんが、そういうふうにいふの者から聞いたわけでございします。

なお、資料につきましては、可能な範囲でしかるべき方法でお目にかけることにいたしたいと思ひます。

○龜田得治君 固有名詞はいりませんから資料をお願いしておきます。

それから法政大学の芝田セミナールで東京地裁の速記官について調査したものがここにあるのですが、それで拝見しますと、たとえば病気になるたとき十分療養できるか、こういう発問に対して、できると答えておられる者が五四・二%、できないと答えておられる者が四五・七%あるのです。半分近くあるわけですね。普通の世論調査なら、半分というのは、これは政党の支持率でも何でもたいへんな数字ですが、そんなものと違つてこれは病気になるか、平生はせいたくはせぬでも、病気のときだけはともかく気やすく治療をしたい、それはもうだれでもの念願ですわね。半分近くこういう答えをしておる。で、その四五・七%のうちの理由を調べてみると、第一が人手不足、その理由を出したのが八三・三%、それから二番目、これはだいたい数は少ないわけですが、昇給とか手当に差しかえる。ほとんどが人手不足。だから自分分が休むと同僚に迷惑をかけるのか、そういう配

慮から遠慮をせざるを得ないというふうなことがありありと出ておるわけですね。これを見ますと、結局はいろいろ書癡病者なり職業病がたくさん出る。結論的には人手が非常に不足しておる。速記官の問題では、なかなか速記官についてはそういうふうな思われるわけですね。だからわれわれも、こういうことはいま資料を見るまでは、たとえば週二時間か三時間程度だと、こうやるのは、あとずつと反訳すると、そんなにかるかなと、ぼくはしろと目にはそう思つておりました。が、いろんなこまかい資料を見ると、なるほどという感じがするわけですが、一般的な認識が非常に軽く考へておるだけに、なかなかその人員の補充といつたような場合でもむずかしい点があるんじゃないかと思ひますが、この辺の認識が根本的に改まつてこぬと、少ない速記官が、これ一人そんな病気になるかしたら、全体の能率に非常に響きますわね。そうして無理しておる。無理しておるからまた次にかかると、さらに残つた人に無理がかかるというふうな、まるで加速度的に悪い状態になるわけで、だから根本的に人の不足という点には、まあ裁判所全体についてもいろいろ問題あるでしょうが、この速記官の点については早急に改善方を考えませんといふかと思ひますが、そうしませんが、結局速記官が、そんな何もないところで、自分たちの特徴を認められないそんなところ、やらなくたって、どこにおつたって働けるんだと、こういうことになつてしまつて、それじゃ裁判所から速記をだんだん少なくしていかなければならぬ、また裁判の真実発見という重大な問題にまでこれは響いてくるわけですね。響かざるを得ないわけですね。ないものは使つてはいかぬのですから。だからこれはそういうことに関連した非常に重要な問題をやらんでおると思ひますが、これは特にひとつ徹底的にこの問題を掘り下げて、大蔵省等もつと理解を深めるようにしていただいて、努力をしてほしいと思つておりますが、その辺の根本認識をひとつ承つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 冒頭に申し上げましたとおり、速記の問題は、裁判所としてもいまきわめて重要な、また深刻な問題であると考えておるわけでございします。で、これはまあ将来非常に録音機の精巧なものが発達でもいたしますれば別でございましてしうけれども、しかし、まずさしあたり考えられるいまの段階では、何らかの形で速記的なもので証言を録取するということの必要性というものは、ふえこそすれ減ることにはなからうと思ひます。その場合に、現在裁判所では、いわゆるソクタイプ方式でございしますが、これと国会の手書き方式との優劣ということも一つの問題であらうと思ひます。ただ、私どもとしては、現在はまだやはり、ソクタイプというものの合理性、進歩性というものを信じておるわけでございします。同時にまた、ある程度外部速記の併用ということも前から考へておりましたし、ある程度は実行もいたしておるわけでございします。しかしながら、これまたある程度の部内速記の確保ということも、これも裁判所としてぜひとも必要の問題でございします。その場合に、先ほど、どこかのセミナールでの調査の話がございましたが、私実はまだそれを拝見いたしておりませんけれども、速記官の諸君が非常に忙しく感じ、そしてその理由として人手不足ということをおあげておられるということであるといふことは、それは増員ということになるかといふことでございまして、もうけれども、私はやはりそこにはまだいろいろ検討しなければならぬ問題があると考えているわけでございします。

で、なかなか休めないといふことは、いわばこれは本人の気概の問題でもあるわけでございしますし、こういういろいろな組織に組み込まれた人間が、たまたま少しからだの故障があるからといつてすぐ休むといふことでは、なかなかこれは組織員としてはいかぬわけでございします。しかし同時にまた、ある程度のそれには限界もあるうと思ひます。その辺は私も自身がやはり常に自分の健康と、それから職務ということのかね合いとい

うことを考えながら仕事をしておるつもりでございますが、速記官の諸君もそれなりに、やはりそういう自覚と責任感を持ってやっておられるものと考えられるわけでございます。

そうしてその人手不足という点につきましても、これは先ほど亀田委員からお話もございましたように、一週間に二時間ないし三時間の程度でございまして、反訳の場合には、これは特定の某日というわけではないわけでございます。たとえば平日に休んで日曜日に反訳しても別に悪いというこのものではないわけでございます。ただし、立ち会いとなりますと、これはどうしても開廷日がございまして、私もこうやって国会にお呼び出しを受けて出てまいりますその日は動かしようがない、しかしそれ以外の日は多少余裕ができる、こういうようなことと同じことで、速記官の諸君も立ち合い日はこれは多少からだのぐあいが悪くてもがんばってもらう、しかし反訳は健康の状態のいいときにやる、そういうやりくりということもある程度できるわけであります、それに加えて、先ほど来お話のございました反訳に八倍ないし十倍要するということがやはり一つの問題点で、これを何らかの少し合理的に能率的にやる方法が考えられればということも、一つの研究問題としていたしておるわけでございまして、それにつきましても、すでに、たとえばコンピュータを利用するというようなことについても、これは一部で研究も出ているようにございまして、なかなか実用化するまでは容易ではないかと思ひますけれども、そういう問題も速記制度にからむ一つの問題として、本年度の予算でコンピュータの研究費を計上していただいておりますけれども、広く見ますれば、そういうところにも関連を持ってまいっておるわけでございまして、これは決してこの場での方便として申し上げる趣旨ではなしに、裁判所としては速記制度については根本的に取り組むべき時期であり、また現にそういうことを考えつつあるということを申し上げておきたいと思ひわけでございます。

○亀田得治君 それじやだいが時間もたちましたから、せんだつて三月十二日でしたか、神戸の裁判所のことで、この速記官のことが、毎日新聞だったと思ひますが、大きく取り上げられていたんですが、ああいう事態に対して、どういふふうな手を打っておられるわけでしょう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御指摘の三月十二日の新聞の夕刊に神戸地裁の速記官のことが出たようでございます。ただ実はこれは東京のほうの新聞には、あるいは版によつて出たものもあるかもしれませんが、私が見ました版では出ておらなかったもので、直接見ましたのは、神戸の裁判所のほうから簡単な報告がございまして承知したわけでございまして、しかしながら、まだこれは第一回のきわめて簡単な報告の程度でございまして、さらに詳細につきましても、今後とも十分調べてみたいと思つておるわけでございまして、その報告によりますと、その記事の中には若干不正確な点もあるようでございまして、しかしながら、速記官の中に相当数の病人が出ておるといふ限度におきましては間違つていない、事実そういう状況のようでございまして、いまそれに対していろいろ所長のほうで対策を講じておられる、こういう実情でございまして。

○亀田得治君 そういう方々が、公務災害の申請の手続などは従来とつておらなかったんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま神戸の裁判所のほうから参つております報告によりますと、病氣の中で比較的程度の重いというものの、Aに当たるものは一人もないようでございまして、比較的軽症のほうのBなりCなりに当たる者が数名あるわけでございまして、それについてはそれぞれ医者の診断に基づきまして、立ち会い時間を制限したり、あるいは交代時間について配慮したり、もとより通院治療というようなことは十分いたしておるようでございまして、公務災害の点につきましても、現在までのところ、まだ上申はないようでございます。

○亀田得治君 まあ、そういうところに、先ほど

法政大学のセミナーの諸君が調べた結果というものを参考までに申し上げましたが、やっぱり同じような気持ちがあるわけだと思ひます。新聞にあらあいうふうなことでか書かれるような状態になつておられる、無理をしてつとめてきたという、結局はそういうことなんです。だから、そういうことは遠慮しないで、むしろ軽いうちにどんどんおすようにお互いすべきなんだと、これくらいのやはり通達を、人事局長もそれぐらゐのものを下さるにしましてほしいんです。それを出したからといって、何でもない人が続々出てくるというわけのものでもなからうと思ひます。何でもない人がそんなものを出したつて、それはすぐわかることです。そういうことじやなしに、ああいうことが新聞に出されるということとは、たとえば最高裁で事務官でも募集するといつても大いに響きますよ、ああいうことは。もうあんなところへいったらえらい目にあらう、こういうことではいい人が集まつてきませんよ。こういうことの扱ひなんかやはり大事だと思ひます。だから、そういう通達ぐらゐ出して——出しただけでも私はだいが明らかならうと思ひます。ああ最高裁という気持ちでいるのかということ。ところが、問題が起きたら、なるべくそれを小そう小そう、軽う軽う扱おうとする——しておるわけじやないでしようが、そういう印象を与えるようなことになつてはいかぬです。そのくらの通達を出せませんか、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 決してこの問題を小さく扱おうというふうな気持ちには毛頭持つておりません。それから私、先ほどの御説明がちょっとあるいは不十分であつたのかと思ひますけれども、公務災害の上申は、現在のところまだ参つていないというふうな申し上げただけでございまして、これは新聞に出ますと以前から、たとえば立ち会い時間を、非常にこの中で比較的程度の重いものについては三十分に制限する、つまり一週三十分というところでございまして、でございまして、これはきわめて軽勤務に

なるわけで、そういうふうな週の立ち会いを三十分に制限する。それからまた、もう少し程度の軽いものには、一週の立ち会いを一時間に軽減する。そうしますと、一週間に一時間立ち会えば、あとさらに八時間反訳するとしても、まあ十時間前後の勤務時間と申しますか、それになるわけで、そういうふうな勤務上の措置は十分所長のほうでとつておるわけでございまして。

それから、さらに治療につきましても、これは程度の重いものは毎日通院し、あるいはそれ以外のものは週何回というふうにして、注射、薬物療法、その他をいたしております。詳しい薬物療法の内容等はまた照会いたしておりますが、一応そういうような治療につきましても万全の措置はとつておるわけで、つまり職務上の措置と治療の措置とは、十分とつてまいつておるということをお理解いただきたいわけでございまして。私、先ほど申し上げましたのは、公務災害については、現在のところ、まだ上申がきていないように承知している、こういう趣旨で申し上げたわけで、治療なり職務の配慮は十分いたしておるわけでございまして。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 そういう職務上の措置までとつてもらつておるということについては、私感謝しますが、そうすると、残りの人は、またそれだけ今度は負担が重くなるわけですね。それをやるとまたそれが倒れる。確実に倒れるとは言えぬでしょうが、おそれが出てくるわけで、そういう場合にはどうしても外部速記、臨時の人をそこに入れて、外部の速記を使うというふうなことも同時に措置をしてもらわなければ私はいかぬと思ひます。そういうふうなやつておるのですか、神戸は。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まず、この速記の場合には、付速記率というものがあつた程度浮動的でございまして、つまり国会のようにすべての発言を速記するというわけではなくて、特定の証人等について速記をする、そういうことでござい

さいますために、必ずしも付速記、要速記事件というものが、事件数と比例するわけでもないわけでございます。ある程度流動的でございます。それから同時に、速記官が各部に数名ずつ配置されておりまして、特定の部の病人が多く出ますれば、これはやはり非常に執務に差しつかえが生じますので、何らかの形のプールの配置をするという事も一つの問題になるわけでございます。それから同時に、本庁以外に支部にも速記官が配置されておりまして、かりに支部で付速記事件が、要速記事件が少いような場合には、相互に応援するという事も、ある程度可能になるわけでございます。そういういろいろな方法をとりまして、さらに不十分な場合には、外部速記というものも十分考えなければならぬ問題になると思ひます。こういうことであらうと思ひます。

○亀田得治君 まあ理論はそういう順序になると思ひますが、しかし最高裁としては、まあいろいろ手を尽くして、なおかつ従来の事務量がさばけないという場合には、外部の臨時速記を入れていいんだと、それに対する予算の裏づけはするからというくらいはの通達をしてやしませんと、なかなか地元の所長は、そういうことはしたがらぬ。これは人によると思ひますがね。人によってそんなこと遠慮しない、どんどんやって、そうしてこれだけこうなったのだからと、下から請求してくれれば、それでいいわけですね。だからそこまで私は配慮してやるべきだと思ひ、さっきの通達と同じように。だから、どういうようにやっているのかということをまずつかんでほしいですね。事務量をそういうように減らしたというなら、減らした分をどういうようにこなしているかというのを、具体的にやはり最高裁として報告に対する質問というか、聞いてほしいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまの亀田委員のお話は、新聞に、裁判進行に響くという見出しが出ておまして、これがまずお考えの基本にあるように承るわけでございますが、この点は実は所長の報告によりまして、確かに証人を一

度ばかり帰したことがある。それはこの問題が関連してあるので、それには多少の手違いがあったという報告でございます。そういう点は、しかしながら非常によくないことで、これは十分今後とも考えなければならぬというように考えておるわけでございます。

それから、それに関連いたしまして、今後神戸の速記についてどう対処するかという問題は、実は私もこの報告を受け取りまして、初めて新聞のことを承知したわけでございます。また速記官の病気の事態も詳しく知りましたのは、この報告で初めてでございます。これはまだほんの三、四日前だと思ひます。受け取りましたのは、そういうことでございまして、それをいまいろいろ検討してある段階でございます。神戸の所長と十分連絡をとりまして、裁判の進行、職員の健康管理に遺憾のないようにいたしたいと考えておるわけでございます。

○亀田得治君 結局、そういう手当てがされませんと、速記すべきものを省いてしまふということにならざるを得ぬのです。それはそれでも一応裁判は進行するかもしれませんが、それじゃほんとうの解決ではないわけですから、だからぜひ私がいま申し上げましたようなことも含めて、ひとついい解決をはかってほしい、いいですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 十分神戸の所長と連絡をとることにはいたしたいと思ひます。

○亀田得治君 それじゃもう一つ最後に、三重県の尾鷲の簡易裁判所ですが、ここで最近職員が二人に減つてしまつた、こういうことのようにです。で、この簡裁では、何か家庭裁判所の出張所もあつたり、また交通切符の問題も取り扱つておるといったようなことで、簡裁としてはずいぶん事件が多いらしいですね。金曜日以外は公判とか調停がある。公判、調停があれば、二人のうち一人は当然そこへ行くわけでしようし、それから、金曜日だけ一日そういうものがない日があるわけですが、しかし、そういう日にも、いろいろ家庭関

係の相談事項なりたくさんあるようですがね。とにかく、そんな、職員が二人というような裁判所というのは、一体これ、ていさいがちゃんとそれでついているんですかね、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 尾鷲の問題は、組合の新聞にかなり大きく取り上げられました。組合等がございまして、非常に国会でも御心配をおかけすることになりました。恐縮いたしておる次第でございます。尾鷲の場合は、これは確かに、多少、いろいろな関係でこういう状態になりました。私どもの指示なりあるいは措置が必ずしも適切でなかつた場合もあったのかもしれないというふうにも考えるわけでございまして、これは本来三人庁でございまして、また尾鷲の事務量がらすれば、これは当然三人維持しなければならぬ庁でございまして。たまたま昨年の八月に書記官の一名をどうしても他に転動させなければならぬというところになりました。そこで、その際すぐ補充すれば問題はなかつたわけでございますが、新しい卒業業者から優秀な者を採りたいということと、その間に約半年近い間があいたと、その間に、所長としては、公判の開かれなす場合には必ず書記官を填補に出しておつたようでございます。つまり、開廷日には必ずその近くの支部から填補を出すという方法でやっております。そういう点ではある程度の配慮をしておつたわけでございまして、一、二度その填補を出さないときに法廷が開かれた場合がありまして、その点について非常に御指摘を受ける関係になつたわけでございます。しかしながら、これはきわめて一時的の現象でございまして、実はもうすでに現在は三名になつておるわけでございます。そういうことで、尾鷲に關します限りは、まあ二名というのはいきわめて一時的な問題であり、その際填補によつて応援の措置はとつておりましたが、その場合におけるこまかい配慮にや欠けるところがあつたかというふうにかがわれる面があるということでございます。今後とも、こういう裁判所について二人庁というようなことが起こらないよう

に、もし起こりました場合には、填補その他で十分な措置をとるようにはいたしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 どうしてもこういう小さい職場というものは目こぼしがありがちなんですよ。しかし、当事者にとつてはこれはたいへんなこととして、たとえば東京なり大阪なり、こういう大きな裁判所では、一人、二人欠けてもそれは何とかやりくりが付きやすいでしょう。だけれども、あなた、三人のうち一人欠けたといつたら、百人あるところでも三十人がごっそりと抜けたようなもんですよ。それはたいへんなんですよ、あと残つた者は。だから、そんなことは、もうやめる前にきちんと措置をする、そういう申し出を聞いた。それでなければいかぬと思ひます、こんな、半年もほつておくというのは、わいはいでから初めて片づけると、そんなことじゃ、私はほんとうの人事管理というものはできておらぬと思ひます。で、宿直もみんなかわるがわるやるのです。ね、ここでは、それだけでもたいへんな負担になつてくるでしょう、三人でかわるがわるやるというのを二人でやるというのでは。だから、こんなことは今後絶対起こさないという約束できますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 尾鷲に關します限りは、先ほど申し上げましたとおり、私どもとしても、こういう状態になつたことは遺憾であつたと考えておるわけでございます。ただ、御承知のとおり、この種の職員は最高裁判所で採用して現地へ回しますものではございませんで、現地採用でございまして、現地の所長に対して、その点について今後十分配慮していただくようには指示をいたしたいと考えておるわけでございます。ただ、しかしながら、また全体として申し上げます、これはあるいはよいなことかもしれないけれども、実はまあ前に、率直に申し上げて、衆議院でもお尋ねがあつて申し上げましたのでちよつと申し上げさせていただきますが、たとえは和歌山県の本宮と

いような裁判所は、訴訟事件が一件もなく、略式事件だけで一年に三十件、つまり一月に三件と、こういう裁判所が、現在とにかく現実にあるわけでございます。そういうところにも、やはり何とかして三人は配置しなければならぬと、こういうことになっておりますが現在の事情でございます。しかし私は、それであるから本官の裁判所を廃止した方がいいというように申し上げていくわけでは決してございせんけれども、しかし、やはり裁判所の配置というものは、ある程度、事件の多寡にかかわらず、一つの法の象徴と申しますか、法の支配の一つのあらわれとして厳格として存在するというところに十分の意義もあると思ひますと同時に、またいろいろ執務なり職員の管理の面から申しますと、訴訟事件が一件もなく略式だけで一年に三十件という裁判所の維持管理ということには、私どもとしても非常に苦慮しておるところでございます。そういう点、これは総合的に考えなければならぬ問題で、裁判所の配置の問題は法律事項で国会でおきめいただく事項でございますので、十分その国会の御意見も伺いながら今後処置してまいらなければならぬと考へておるわけでございますが、そういう裁判所もとにかくあるということ、一方で東京のような膨大な裁判所もございす反面、こういう裁判所もございすというのを、御承知と存じますがけれども、一応お耳に入れておきたいと、かように考へるわけでございます。しかしながら、先ほどお話しした点は今十分今後とも配慮してまいりたいと、かように考へております。

○亀田得治君 尾鷲の場合は事件が非常に多いと聞いておるのですが、その点どうでしょう。
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 事件が特に多いということではございせんが、いわゆる三人庁の中では比較的多いほうでございます。訴訟事件が年間三十件ぐらいでございますから一月に二件余りでございすが、略式事件がやはり千件を少しこえておりますので、略式の処理が問題だらうと思ひます。訴訟のほうは、先ほど申し上げ

げましたように、近隣の裁判所からの書記官の補充によつて大体は処理しておつたわけでございます。問題は、略式事件千件余りというものの処理、これにやはり三人確保しなければならぬわけ、略式の応援をどの程度やつておつたかというやうなところか点についてはまだ必ずしも十分あれておりませんが、それから、先ほど、問題が大きくなつてから補充したというやうなお話でございしましたが、これはもう決して毛頭そういうことはございせんので、所長として毛頭そういう計画をして、そうしてことしの新卒から補充するというので、それは問題になります前にちゃんと選考もやつてそうして準備を進めておつたわけでございますから、その点はひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 そのあなたのほうから御説明になつた非常にひまな裁判所ですね、ひまな裁判所でこういうことが起きて、それは問題は起きてこぬと思ひます。忙しいところでそういう事態が起きたからこれは問題になるわけ、そこはやはり、何でも、所長のほうで全体をやつぱりつかんで善処しなければいかぬわけでしょうね。ひまなところならほつておいていいという意味じゃないが、それは多少ほかに検討すべきことがあればそつちを検討してもいいと思ひます。けれども、尾鷲のような状態で半年もおいておくということはこれはよくないです。
まあこの程度にしておきましょう。

○委員長(小平芳平君) 次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案に対し、御質疑のありの方は順次御発言願ひます。
○亀田得治君 これもせんだけれど、だいたいお尋ねしたんですが、時間の関係等で多少中途はんばになつておる点がありますので、少し補充してお尋ねしておきたいと思ひます。それで、犯罪者予防更生法の二十九条と三十条の運用について若干お聞きするわけですが、刑務所長の申請ですね、普通は、それと委員会の自発的に取り上げる場合、この二つの割合というものがどの程度になつておるんでしょうか。
○政府委員(鹽野宣慶君) 二十九条の一項に基づく施設の長の申請による仮釈放の審理、それから二項のいわゆる職権の審理との関係でございす。実際問題といたしましては、二項による職権の審理はほとんどございせん。
○亀田得治君 全然ないんですか。委員会としては全く刑務所長まかせというやうな態度じゃないかな。一件もないというのはどうしてでしょう。
○政府委員(鹽野宣慶君) 一件もないということになりまして、ただいま亀田委員の御指摘のやうな疑問が起るわけでございますが、実情は先般も若干申し上げましたとおり、仮釈放の審理をいたします場合に、本人の刑務所における行状なり、最近における本人の心がまえというやうなものが仮釈放の可否を決します中心の問題になると考へられるわけでございます。したがひまして、現在の運用におきましては、まず施設の長の当該本人について仮釈放の時期が来たというふうに判断するかどうかというのをまず第一に考へまして、まず施設の長の申請を待つというのを主にいたしてゐるわけでございます。御承知のとおり、二項の職権審理の場合におきまして、あらかじめ監獄の長または少年院の長の意見を聞くという、こういう規定があるわけでございます。やはりこの規定自体から見ても、施設の長の意見というものが非常に重要視されてゐるということになるかと思ひます。
○亀田得治君 本人から委員会に対して、仮釈放してくれ、こういう手紙などは来せんか。
○政府委員(鹽野宣慶君) 本人からさうやうな申し出があつた事例はございせん。ただし、本人の家族等、本人が早く帰つてきてもらいたいというふうに考へてゐる家族等の人たちから、委員会に対して嘆願書というやうなものが出た例はあるやうでございます。

うのです。本人がその意見を持っておられぬことではないと思ふのです。しかし、そういう手紙というものを本人が委員会のほうに出そうとしても、刑務所長の意見と食い違いがあるとなかなかその手紙を出さぬのと同じです。そういう点はどういうふうな刑務所では扱っておりますか。

○政府委員(勝尾三三) 在所中の収容者がそういう嘆願書を出す際には、施設といいたしましては、これをとめるというふうなことはいたしておりません。

○龜田得治君 だけど、委員会始めて以来一件もそういう手紙が来ぬというお答えをさっきいただいたわけですが、おそろく私は、そんなものを出しても所長が認めない以上はだめだとか、おまえがそんなことを言うのならわしのほうで反対してやるとか、もうちょっと待たわしにがちゃんとしてやるからまかせておけとか、いろいろのことを言つて、結局出さぬのと違ひますか。八海事件のときでも、手紙押えた、押えぬでいろいろの問題ありましたわね。そういうことなんじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(勝尾三三) お尋ねの点につきましては、私のほうではやはり公務所あての一つの文書でございますので、これについては制限をしないようにという私の通達も出して徹底をはかつておるつもりでございます。

また、余談でございますが、家族の面会等があった場合に、そういう相談があった場合には、家族には、そういう趣旨ならば委員会のほうへ書類を出さないというような指導もいたしておりますので、私のほうで故意にそういう手紙を制限をするとかいうことは私はやっていないというふうな考へております。

○龜田得治君 まあ、ともかくこの間も保護局長と多少法律論争になったのだが、まあ刑法によつて、三分の一の刑期を過ぎたら、成績のいいものは仮出獄できる、こうなっているわけですからね。だから受刑者から見たら、それを請求する権利は私はあると思うんですよ、法律上そういう道

が開かれておるわけですから。請求権も、それを却下されたからといって訴訟を起こすとか、そんなことは私はこればかりの問題があると思うのです。だけど、自分はこれだけきちんとつとめておるのだ、つとめておる。刑法でいう三分の一は過ぎた。ほかの例からいうならば当然自分は出してもらえぬべきはずだ。ところが、どうも何か特別なことまで意地悪をされて出してくれないというふうな場合に、本人が出す、申請を直接する、そんなことが一つもないというの、これはちよつとおかしいですね。押えている以外にこれは考へられませんか。一つや二つはあるはずですよ、これは。いま矯正局長から聞くと、いやそんなものは押えませんが、という答弁だ。やっぱりそのとおりであるべきですよ。どうもそういうことでは……普通入管問題だつて何だつて、本人が陳情書を出す。隣近所いろいろの人がまた出してくる。肝心の本人が、この場合には一つもないというの、これはちよつと解せぬですね。政務次官どうですか。これは政治家なら大体わかると思ふ。こまかい議論じゃない。

○政府委員(小澤太郎君) 常識的に、私のような法律のしろうとから考えますと、亀田委員のおっしゃるようなことが——おっしゃるようなことと申すのは、本人からも申請するということも、あり得るようには思ひますけれども、一面またわれわれのようないふ方とから申しますと、まあ自分から頼むよりも、親きようだい、親戚から頼んでもらつたほうがという心情もあると思ひますね。だから一がい何とも言えないと私は思ひます。しかしできるだけ、本人に与えられた権利といふは権利ですから、できるうちに、それを阻害させないような措置は当然やるべきだ、かように考へております。

○龜田得治君 だからこの点は、何かの機会にやはり矯正局長のほうで、手紙の扱い、なかなしくそういう法律上認められたルート——一種のルートですわ、これは。こまかい手続規定は書いてありませんが、仮出獄なんていうのは一つのルート

ですから、こういうものと、ほかの信書、ほかの信書といふことになる、まあ職務、処遇上の立場とか、いろいろのことを考へなければならぬことはたくさんあると思ひます。監獄法の立場といふものは、原則として禁止するという立場をとつておりますが、しかしこの規定自体が憲法の立場から見てもおかしいのじゃないかという批判も受けておるわけである。したがって一般の信書についても、これは相当私は大まかに考へていいと思ひますが、いわんやこの役所に対するやつですね、こういうものは、とめたり、直接とめなくとも、引つ込めざるを得ぬような印象を与えるような言動を刑務所の役人の方がとることのないようにと、こういうことをやはり徹底してほしいと思ふのだが、どうですか。

○政府委員(勝尾三三) たとえば仮釈放の問題でございますが、収容者が施設に入所してまいりました際に、この仮釈放制度の趣旨、その手続等について、印刷物でその周知の徹底をはかるという措置を現在とつております。

なお、公務所あての文書につきましては、その内容に脅迫的な言辭があるとかそういうような場合には、その部分についての訂正を求めるとはございします。またもしそれにがえんじない場合には、その部分だけを削除するといふことはございしますが、それ以外には、これを押えるというふうなことはしないという方向で、あらゆる機会にこの徹底をはかつていくつもりでございますが、御承知のように現在監獄法の問題を私のほうで議論をいたしておりますので、この問題については十分議論を尽くして適切な結論を出したいというふうに現在考へております。

○龜田得治君 その辺はひとつ、受刑者から手紙が一本も来ぬというふうなそんなんじや、やはり結論的には納得できません。やはり何かがあるとそういうような感じを持たざるを得ないです。どんなふうなものが出てくるような、親しみを持たれるようなものじゃなければいかぬですよ、ある意味では。だから私の質問の意味をひとつ御理解

願つて、正しい運営をお願いしておきます。それからもう一点は、刑務所長から仮釈放の申請が委員会に上がつてきた、委員会がそれを調べるわけでしょうが、刑務所長の申請を認める場合と認めない場合、その割合というものはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 施設の長からの申請に対して、その申請にかかる仮釈放を認めるか認めないかという割合でございますが、大体八五％くらいまで認める、認めないのが約一五％というのが大体の傾向のようでございます。

○龜田得治君 この三分の一の刑期が過ぎますと、刑務所長は全部委員会に通告することになっていいますね。その点はこの委員会ではちゃんと見るといふか、目を通しておるのかしら。三分の一過ぎるとその連絡がくる——相当こつ離れておるわけですが、現在の取り扱いは。ともかく二分の一じゃなければいかぬ、刑務所長の考え方は大体そういうことのようにですよ。これはおかしいと思ふのですがね。いい人は三分の一のところまで、個人的な事情から言うならば四分の一くらいでも出してやりたいというふうな人も、多くの人の中にはあるはずだ。そういう場合には、もう三分の一の経過を待つて直ちに手続をするというふうなもの、一つや二つあつてこれはいいですよ。ところがほとんどないといふのはいいのだ。だから、ちよつと法律が改正されているようをぼくらは印象を受けるのです。だから悪い者は、それは満期でやらないさいよ。いい者は、思い切つて法律の許された範囲内の優遇措置をとつていく。これが、私はやはり生きた法律の運用であると思ふのです。それがほとんどないのですよ。そうして、話をしても、いやともかく半分過ぎませんといふか、ことになつておりますから——そんなことは法律で少しも書いてないですよ。この点、私はこの前も申し上げましたが、改善する必要があると思ふのです。ただ一様にルーズにせいという意味じゃないですよ。どういふふうに思ひますか、それは。

願つて、正しい運営をお願いしておきます。それからもう一点は、刑務所長から仮釈放の申請が委員会に上がつてきた、委員会がそれを調べるわけでしょうが、刑務所長の申請を認める場合と認めない場合、その割合というものはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(鹽野宣慶君) 三分の一経過いたしました。受刑者の場合には、仮釈放を受け得るといふ一つの条件が成就したことになるわけでございしますが、亀田委員御指摘のとおり、現在ではその段階で仮釈放になる者はほとんどないという実情でございます。そこで、委員会におきまして仮釈放の調査と申しますか、審査の段取りでございますが、ちょっと時間をいただきますして、簡単に御説明させていただきます。

まず、受刑者が刑務所に入りますと、刑務所のほうで、本人からいろいろ事情を聞きまして、身上調査書というものを作成するわけでございします。そしてその身上調査書を、本人が刑務所から釈放された場合に帰る場所、私ども帰住地と申しておりますが、その帰住地を管轄いたします保護観察所に送ってくるわけでございします。そこで、保護観察所では、その身上調査書の中に本人が将来帰る場所が記載してございします。担当の保護司をきめまして、その帰住の場所が本人が刑務所を出たときに帰るにふさわしい場所であるのかどうかという、いわゆる環境の調査というものをいたさせるわけでございします。保護司にその調査を委嘱するわけでございします。さらにその環境――普通の場合には家庭へ帰るといふケースが多いわけでございしますが、その家庭の環境が本人を迎えるに必ずしも適当でないというような場合には、保護司の方ができるだけ努力して、本人が釈放されるまでに、その環境を整えていくということを努力するわけでございします。さような環境の調査、調整という一つの手段が講ぜられまして、その結果が環境調査調整報告書として、保護司から保護観察所へ送り返されてくるわけでございします。そこで観察所では、その環境調査調整報告書を、本人の収容されている刑務所の長へ送るわけでございします。同時に観察所は、その環境調査調整報告書の写しと、それから刑務所から来ました身上調査書の写し、これを添えて、将来仮釈放の審理を担当する委員会に送るわけでございします。その段階で、委員会は、将来この受刑者が仮

釈放の審理の対象になるかもしれないということ把握できる、こういうことになりまして。

それから、続きまして、先ほど亀田委員の御指摘のとおり、刑期が三分の一経過いたしました。そこで一つの形式的な条件が満たされますので、施設の長から担当の委員会のほうに、三分の一経過した、私どもはこれを応当日通告と申しておりますが、いわゆる三分の一の応当日がきたと、こういう通報を受けるわけでございします。そこでいよいよ仮釈放の一つの形式的な条件は満たされたというところを委員会のほうで確認するわけでございします。この段階から、委員会としては積極的に事実の検討を始めるというたてまえでございします。

それから、さらに続きまして、先ほど申しました保護司の帰住地に対する環境の調査、調整でございますが、これは六カ月ごとに続いて行なうというところでございします。まず、受刑者が収容されて間もなく第一回の調査、調整が行なわれます。続いて六カ月ごとに環境の調査、調整が行なわれていくと、かようなことでございします。その環境の調査、調整の報告書は、引き続き施設にも、委員会のほうにも送られてくるという状況でございします。かような次第で、刑務所のほうも本人の帰住地の状況というものを逐次承知いたします。委員会のほうでも、いまのような書類を受け取ることによりまして、将来自分のところで担当する仮釈放を受ける受刑者というものを掌握することができるようでございます。積極的に調査を進める、こういう段階になるわけでございします。

ただ、前回も申し上げましたように、ただいまのところ、仮釈放の申請事件関係だけでも非常な数でございまして、前回申し上げましたように、年間三万一千件という数が仮釈放の審理の対象となっておりますので、そのほかさらに進んで、ただいまのように応当日通告のきた事件について、そのすべてを積極的に調査していくというだけの余裕がないのが実情でございます。決して全く調査を進めていない、ほったらかしておくとい

うことではないのでございしますけれども、十分に現在のところ手が回り切らないというのが実情でございます。

○亀田得治君 結局、まあ人手不足だ。だから、したがって結論的には短期の受刑者にとつては、三分の一経過による仮出獄の可能性というものが、いろいろ調査に手間がかかるのか、いろいろなことによつて事実上三分の二ぐらいになっておるのじゃないですかね、短期の人が。

○政府委員(鹽野宣慶君) 大体御指摘のとおりで、刑期の七割ぐらい経過している人ではなからうかというふうに考えております。

○亀田得治君 これはやっぱり刑法の精神というものは実施面においてゆがめられていると思ひます。それに反して、あなた、長期の受刑者のほうが今度は得をしているというふうにかつこうになる。そうすると、罪の軽い者が損をして、重い罪の者が得をしていると、比率から言うたらね。そんなことはともかく不自然なことであつて、何とかもう少しそこをスムーズにいかぬものだろうか。非常に気の毒なやっぱり事案もあるんだ。なかなか、ほんとに気の毒な受刑者、それが年末家へ帰りたい、そしてまたそのことが今後の処遇の上からいっても非常に好ましいことなんだと関係者もみんな言っているんだが、なかなか手続が間に合わないというところが非常に多いのでしてね。これは少し、ひとつ刑務所の中の仕事にも関連があるのだらうと思うが、問題点として研究してください。これは前から私が痛感していることなんです。どうですか。

○政府委員(藤尾録三君) ただいま御指摘のように、短期刑の者の刑の執行の問題でございします。私は、現在この短期刑の執行についての考えが、現在私の個人的な見解にとどまっておりますが、刑の執行方法そのものについて新しい執行方法を考えるのが適当なのではないか。たとえば、いま御指摘のあったような年末年始に帰したほうがいいといった場合には、帰休制度、フアロー・システムといわれております、そういう制度を刑

の執行方法として採用できる道を開く、あるいは個人個人の分類を徹底させて進んでまいりますれば、刑期の当初から拘禁状況に置かなくとも、いわばまあ開放的な刑の執行方法というものを取り入れていくというふうな、短期刑については、仮釈放の問題とは別個に、刑の執行方法自体について適切な手段というものを考えたいというものが、現在私が考えておるところでございします。

○政府委員(鹽野宣慶君) 短期刑の仮釈放の問題でございますが、私どもの観点から一言御説明させていただきます。仮釈放の審理に若干の期間がかかりますと、長期収容の場合には仮釈放の審理が長くかかっているというわけではございませんけれども、短期刑の場合と長期刑の場合とは、同じ仮釈放の審理の期間でございしても、刑期に対する割合は非常に違うわけでございまして、先ほど亀田委員の御指摘のとおり、かりに仮釈放の審理に二カ月あるいは三カ月かつたといつたとしても、その刑期が一年でございすれば、もう四分の一かそこらがそのために費やされるという状況になるわけでございまして、これは私どものほうといたしまして、やはり短期刑の受刑者はそれなりに仮釈放を考えてやらなければいけないんじゃないかということでございます。これは先般の業務上過失致死傷事件の刑の引き上げの刑法改正が行なわれまして、そのときにも、業務上過失致死傷事件の刑は比較的短期刑のものが多かったために、仮釈放の機会が非常に少ないんじゃないかというところが御指摘になりまして、たしか衆議院でございしたか、仮釈放の問題についてもよく検討しろという附帯決議をいただいたわけでございします。私も従来からさような観点について検討をいたしておりました。さらに、さような附帯決議もございましたので、昨年いろいろこの問題を研究いたしました。各委員会の考え方もひとつ聞いてみようということ、この問題を中心いたしました委員協議会というものを開きまして、各委員会八カ所でございますが、委員を一人ずつ集まってもらいまして、

この問題、ただいま御指摘の短期受刑者の仮釈放の問題、これを中心にしていろいろ協議いたしました。その際は、法務省自体から特段の指示をいたすところまではいってありませんでしたが、それぞれ委員からいろいろ適切な発言がございました。委員相互に非常に有意義な協議会であったというのを申し上げておきます。そして、各委員はそれぞれで短期刑については、短期刑の仮釈放の促進ということに努力しよう、という段階になっていくわけでございます。したがって、まだ統計的にどうこうと申し上げる段階にまで行っておりませんけれども、御指摘の点は次第に仕事は円滑にはかどるようになるであろうということを私どもも期待いたしている次第でございます。

○亀田得治君 せひこれはひとつ、いまおっしゃったような方向で研究を願いたい。それから、矯正局長がおっしゃった、ああいう臨時に帰郷させるというふうなことも、本格的な仮釈放には多少時間がかかるから、とりあえず臨時に帰郷しておれというふうなことをやって、その間に仮釈放の手続が完成するということが、ずっと続くわけだね。ともかく法律には三分の一と書いてあるんだから。そうすると、平生法律を知らぬ者でも、あそこへ入るとみんな法律を勉強しよるんですよ。わしはこんだけ一生懸命きつと反省もしてやっていると、何でもこれが認められぬのだらうと、これはあなた、そういうのありますよ。いやこれは法務省の扱い方が間違っておるんだということを私もなかなか言いませんけれども、そういうところでは言いませんが、それはやはり、なるほどむしろ悪かったが、反省してこういうふうになっているものだから、三分の一でばんと処理されたんだと、こういうことが、大きなやはり影響を持つていくわけだ、個人的に、本人にとってみれば、ですから、私はこの点、いま、ひとつおっしゃったような立場で具体化するように進めてもらいたい。要請しておきます。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、

二案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき二法案についての報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十九分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、交通事犯者集禁の刑務所として加古川刑務所改造に関する請願(第一六二五号)

第一六二五号 昭和四十四年三月十九日受理
交通事犯者集禁の刑務所として加古川刑務所改造に関する請願
請願者 神戸市須磨区禅昌寺町一ノ一 桑久吉

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 紹介議員 | 青田源太郎君 | 松澤 兼人君 |
| 中山 太郎君 | 和田 鶴一君 | |
| 村尾 重雄君 | 山本茂一郎君 | |
| 中沢伊登子君 | 奥村 悦造君 | |
| 西村 関一君 | 植木 光教君 | |
| 玉置 和郎君 | 田淵 哲也君 | |
| 田中寿美子君 | 萩原幽香子君 | |
| 小林 章君 | 大橋 和孝君 | |
| 林田悠紀夫君 | 占部 秀男君 | |
| 武内 五郎君 | 増田 盛君 | |
| 木村美智男君 | 山崎 昇君 | |
| 寺尾 豊君 | 大谷 賢雄君 | |
| 楠 正俊君 | 小野 明君 | |
| 高橋雄之助君 | 瓜生 清君 | |
| 上田 稔君 | 向井 長年君 | |
| 大谷藤之助君 | 梶原 茂嘉君 | |
| 松本 賢一君 | 熊谷太三郎君 | |
| 植竹 春彦君 | 白井 勇君 | |
| 大松 博文君 | 鹿島 俊雄君 | |
| 八木 一郎君 | 田村 賢作君 | |
| 沢田 政治君 | 亀井 善彰君 | |
| 岩動 道行君 | 大森 創造君 | |
| 佐野 芳雄君 | 高山 恒雄君 | |
| 温水 三郎君 | 柳田桃太郎君 | |
| 藤原 道子君 | 長谷川 仁君 | |
| 安井 謙君 | | |

「大阪矯正管区」における独立した、交通事犯者集禁の刑務所とされたい。

理由

一、加古川刑務所は、約十万坪の広大な土地(旧大阪陸軍航空神野出張所跡)を所有し、交通刑務所として最適である。

二、加古川刑務所が交通事犯者の集禁を開始したのは、昭和三十八年六月である。千葉刑務所習志野刑務支所(畿谷交通刑務所の創設により廃止される)は、昭和三十九年十二月二十四日から集禁を開始しているが、以来両刑務所では再犯防止にため、指導監督よろしきを得たので、両刑務所ともに多数の出所者中、今日まで一名の再犯再入所者も出していない。この事実に着目すべきである。

三、交通刑務所においては、交通事犯者の再犯を防止するため、運転者としての教養、道徳、交通教育及び運転技術の再教育、適性検査等を実施する。また、運転技術練習場、運動場等を完備しているものである。

四、関東地区「東京矯正管区」の畿谷交通刑務所(四月一日開所)は、日本一民主化された理想的なものである。これに続いて関西地区にも日本第二の民主化された、開放処遇を目的とした、しかも再犯防止施設の完備した加古川交通刑務所の設置が切望される。

五、全国の他の矯正管区にもすみやかに交通刑務所を設置し、交通事故防止にため、一日も早く交通戦争を解決すべきである。(資料添付)